

最悪の事態ごとの脆弱性評価結果の主なもの

事前に備えるべき目標	現状・課題	評価
1 人命の保護	<p>(住宅、学校の耐震化)</p> <p>◆ 学校、住宅等の耐震化率は、全国値を下回っている。 [市町立小中学校の耐震化率 86.9%(H26 全国95.6%)] [住宅の耐震化率 74.3%(H25 全国約82%)]</p>	<p>◆ 耐震診断・耐震改修への支援、耐震化の必要性に関する普及啓発を行い、住宅、学校等の耐震化を促進する必要がある。</p>
	<p>(土砂災害特別警戒区域等の指定)</p> <p>◆ 「土砂災害警戒区域」24,806箇所を完了し、「土砂災害特別警戒区域」の指定を進めている。 [土砂災害特別警戒区域の指定完了市町数 5市町(H26)]</p>	<p>◆ 全市町での土砂災害特別警戒区域の指定を完了させる必要がある。</p>
2 救助・救急、医療活動	<p>(災害医療の充実)</p> <p>◆ 災害時に多数の傷病者に適切に医療を提供できるよう、災害拠点病院を中心とする医療機関の連携体制を構築している。 [災害拠点病院数 13病院(H26)] [DMATチーム数 25チーム(H26)]</p>	<p>◆ 周辺道路の冠水等の被害により、アクセス確保が困難とならないよう代替路を確保するとともに、DMAT、DPAT等の充実強化を図る必要がある。</p>
	<p>(孤立集落対策)</p> <p>◆ 中山間地域が県土の約7割を占める本県では、災害時に孤立可能性のある集落が多く存在する。 [孤立可能性のある集落数 630集落(H26)]</p>	<p>◆ 適切な避難場所の指定、衛星携帯電話など多様な情報伝達手段の確保などに取り組む必要がある。</p>
	<p>(消防団員の確保)</p> <p>◆ 過疎化・高齢化や産業構造の変化により消防団員は減少傾向。 [消防団員数 13,643人(H21)→13,365人(H26)]</p>	<p>◆ 市町に対し、団員の処遇や装備の改善を促すとともに、団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所表彰等を通じて消防団員の確保に取り組む必要がある。</p>
	<p>(ヘリコプターによる支援体制の整備)</p> <p>◆ 消防防災ヘリコプター「きらら」をはじめ関係機関のヘリコプターは、災害時の、情報収集・救急救助活動・物資搬送、林野火災等、広域的かつ機動的な災害対策活動を実施している。</p>	<p>◆ 災害対策活動をより円滑に実施するため、消防防災ヘリコプター等の装備、設備等の充実を図る必要がある。</p>
3 行政機能の確保	<p>(市町における業務継続計画の策定)</p> <p>◆ 県内市町における業務継続計画の策定は1市(H26)。</p>	<p>◆ BCPの策定を促進し、業務継続体制を強化する必要がある。</p>
	<p>(防災拠点の機能強化)</p> <p>◆ 県庁舎や市町役場等は、災害時の応急対応の実施拠点となっている。 [防災拠点施設の再生可能エネルギー普及率 6.7%(H25)]</p>	<p>◆ 防災拠点施設への再生可能エネルギーの導入等による電源の確保など防災拠点機能の充実を図る必要がある。</p>
4 情報通信機能の確保	<p>(情報通信事業者の災害対応力強化)</p> <p>◆ 中継伝送路の冗長化・多ルート化や通信ビルの耐震化等ネットワークの信頼性向上を推進している。</p>	<p>◆ 特設公衆電話及び衛星通信機器の更新・追加配備を計画的に推進する必要がある。</p>
	<p>(防災情報システムの拡充・更新)</p> <p>◆ 防災情報システムなどを通じて各種防災情報を提供している。 [Lアラート運用中の都道府県 32都道府県(H27.6)]</p>	<p>◆ 迅速・確実な情報提供を行うため、防災行政無線等の情報伝達手段の拡充や、Lアラートの導入など、情報伝達体制の整備を推進する必要がある。</p>

5 経済活動の維持	<p>(企業における業務継続計画の策定)</p> <p>◆ 県内企業のBCP策定率は低く、平成23年3月に業種別の「山口県中小企業BCPモデル」を策定し、BCP策定支援を実施。</p> <p>[県内企業におけるBCPの策定状況6%(H21)]</p>	◆ 業務継続体制が十分に整備されていない県内企業の体制整備を促進する必要がある。
	<p>(石油コンビナート防災対策の強化)</p> <p>◆ 県内には、5つの石油コンビナート等特別防災区域があり、危険物等を取り扱う事業所数は、全国5位。</p>	◆ 事故が発生すれば、甚大な被害をもたらすことから、保安・防災対策の強化を図る必要がある。
6 ライフラインの確保	<p>(ライフラインの確保)</p> <p>◆ 電気、ガス、上下水道、燃料等のライフラインについては、各事業者により災害に備えた対策が行われているが、被災すれば、広範囲にわたり県民生活・経済活動に重大な影響を及ぼすことになる。</p>	◆ 大規模自然災害に備え、各事業者による耐震化等の取組が必要である。
	<p>(道路ネットワークの整備)</p> <p>◆ 災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等、道路の果たす役割は重要であり、これまでも計画的な整備を推進している。</p>	◆ 広域的な道路ネットワークを構築するため、山陰道や地域高規格道路など幹線道路の整備を進めるとともに、災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、生活道路等の整備を進める必要がある。
7 二次災害の防止	<p>(空き家対策の推進)</p> <p>◆ 県内の空き家戸数は、114,400戸にのぼり、今後も世帯の減少等により、さらに増加が予想される。</p>	◆ 適切に管理されていない空き家の放置により発生している防災上の問題等を解決するため、空き家の利活用・適正管理を促進する必要がある。
	<p>(ため池や森林の整備)</p> <p>◆ 県内には老朽化したため池や荒廃森林が多くあることから、大規模自然災害を起因とするため池の決壊や山地災害・土砂災害などの二次災害の発生が懸念されている。</p> <p>[ため池の整備箇所数 1,509箇所(H25)] [荒廃森林の整備目標 2,000ha(H27~H31)]</p>	◆ 農地・農業水利施設等の保全管理や森林の計画的な整備を推進する必要がある。
8 迅速な復旧復興	<p>(建設産業の担い手確保・育成)</p> <p>◆ 建設産業の就業者が大幅に減少している。</p> <p>[建設産業の技術者・技能者の若年者比率 8.8%(H25)]</p>	◆ 復旧復興等に不可欠な存在である建設産業がその役割を發揮できるよう、建設産業、行政機関、教育機関や就業支援機関が相互に連携し、大幅に減少している若年就業者の確保、育成に取り組む必要がある。
	<p>(支援体制の強化)</p> <p>◆ 大規模災害に備えて、他の自治体や防災関係機関、民間団体と災害時の相互応援協定の締結している。</p> <p>[県と民間事業者等との協定 94協定(H27.6)]</p>	◆ 迅速な復旧・復興など都道府県の区域を越えた行政間の応援・受援体制の整備を図るとともに、行政の機能を補完するため、民間事業者との災害時応援協定の締結を推進する必要がある。
	<p>(地籍調査の推進)</p> <p>◆ 県全体の進捗率は61.3%(H26)で、全国平均の51%を上回っている。</p>	◆ 災害後の円滑な復旧復興を進めるには、土地境界を明確にしておくことが重要であるため、市町において、地籍調査の推進を図る必要がある。